

指定居宅介護支援事業»医療法人啓友会 なかじま診療所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人啓友会が設置する なかじま診療所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（平成9年厚生省令第53号に定める介護支援専門員実務研修の修了者）が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行なうことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類又、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なう。

4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努める。

5 前4項のほか、「高槻市指定居宅介護支援事業所の指定並びに指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高槻市条例第71号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 介護支援専門員としての資質向上にあたり、研修計画等を行い特定事業所加算を算定する事とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人啓友会 なかじま診療所
- (2) 所在地 高槻市安岡寺町2丁目3番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所における主任介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行なうと共に、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行なう。

- (2) 介護支援専門員 1名、主任介護支援専門員 1名（常勤職員 2名・非常勤職員 0名）
ただし、業務の状況により増員することができる。

介護支援専門員は、『介護支援専門員に関する省令（平成11年厚生省令第53号）』に規定する、介護支援専門員実務研修を修了した者に限る。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月30日より1月3日までを年末年始の特別休業日とする。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 上記の営業日以外や事務所が不在の場合であっても携帯電話が転送されるシステムにより24時間、利用者や家族に対し相談できる体制を確保する物とする。但し、携帯電話に関しては基本的に1週間毎に各介護支援専門員が持ち回りで対応する事とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 この事業所で行なう事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 本事業所内相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 OCMA方式など

(3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅や事業所内など状況に応じて開催

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ隨時訪問する。感染症拡大予防の観点により利用者と協議の上必要最低限の訪問時間など短縮する場合がある。

(利用料等)

第7条 1 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道おおむね3Km未満 無料

(2) 事業所から片道おおむね3Km以上 6Km未満 400円

(3) 事業所から片道おおむね6Km以上 800円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、原則、高槻市の区域とする。

第9条 (事故発生時の対応)

1 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条 (苦情処理)

1 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提出した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条（個人情報の保護）

- 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第12条（高齢者虐待防止に関する事項）

- 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止の為の次の措置を講ずるものとする。
 - 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に実施。
 - 虐待の防止のための指針を整備。
 - 虐待防止対策を行う委員会を定期的に開催するとともに、従業員に周知徹底を図る。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

第13条（身体的拘束等の禁止）

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録する。

第14条（感染症の予防及びまん延防止の為の措置・災害時の対応事項：業務継続計画 BCP）

- 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常事の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。
- 従業員に対し災害や感染症の対応の研修を実施。
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

（その他の運営についての留意事項）

第15条 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 採用時研修 採用後1ヶ月以内。
- 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 記録の整備後完結の日から5年間は保存するものとする。
- この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人啓友会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 高槻市条例により暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市民生活の安全と平穏を確保すると共に、社会経済活動の健全な発展に寄与する事を目的とする。
- ケアマネージャーは利用者の立場に立ち尊重し要介護者に提供される各サービスが特定の種類又は特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実に業務を行う。